

## 論文

## 貧困の連鎖を断ち切る学習支援の取り組み

内田 充範

Mitsunori UCHIDA

要旨：バブル景気崩壊以降の長期間にわたる景気低迷によって顕著になってきた格差問題は、政府が経済効率を最重要視し、格差拡大を容認したことで貧困者の増大を招き、貧困問題へと展開していった。さらに、OECDが、日本の子どもの貧困率が2002年時点でOECDの平均を上回る14%に上昇したと報告したことから、貧困問題における子どもの問題がクローズアップされてきた。本稿では、子どもの貧困がもたらす教育格差問題が、将来にわたっての貧困に連なることから、この貧困の連鎖を断ち切る施策として、生活保護自立支援プログラムの学習支援事業が高校進学や生活習慣の改善に効果を上げていることに着目した。2013年公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と2015年度から本格実施される「生活困窮者自立支援法」とが相まって、予算措置を伴う具体的な学習支援事業を実施し、教育の機会均等を実現することこそが、将来の経済的格差の是正につながるとともに貧困の連鎖を断ち切ることになると考える。

キーワード：貧困の連鎖、子どもの貧困、教育格差、学習支援

## はじめに

2013年6月26日「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布された。本法は、貧困状況にある子どもに対する環境整備とともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。この目的を達成するために、国及び地方公共団体は協力して子どもの貧困対策施策を策定し、実施する責務を有するとされ、国民もこの子どもの貧困対策に協力するよう努めるものとされている。

国によって策定されるべき基本施策は、「子どもの貧困対策に関する大綱」とされ、対策の基本方針のほか、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等の指標とその指標改善施策、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等に分けた対策、子

どもの貧困に対する調査および研究に関する事項を定めるものである。そして、この大綱案の作成、子どもの貧困対策に関する重要事項の審議、および対策の実施を推進するための子どもの貧困対策会議が内閣府に設置されるとされている。

貧困対策と言えば、生活支援であり、そのための経済的支援とともに、安定的な経済状態を維持できるための保護者に対する就労の支援が基本である。本法では、それらの支援に先行する形で、教育の支援を規定している。このことは貧困対策における教育の重要性を示しており、「大綱」に子どもの貧困率に加えて、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率の指標とその指標の改善施策が規定されることになっている。

このように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が貧困状況にある子どもが健やかに育成

される環境を整備し、教育の機会均等を図ることを規定したことから、親世代から子どもへの貧困の連鎖を断ち切る事が期待される。本稿は、子どもの貧困における教育格差に焦点をあて、生活保護自立支援プログラムにおいて実施されている学習支援の取り組み実践を検証することで、貧困の連鎖を断ち切るための効果的な支援方法の可能性を提示していくものである。

## I 貧困問題における子どもの教育格差

### 1 格差社会から貧困社会へ

1992年のバブル景気崩壊以降の長期間にわたる景気低迷によって顕著になってきた格差問題は、橋木が、この期間について、「(景気)の回復は大都会の大企業のみに限られ、地方や中小企業にまで波及していないのが実態」(橋木2006:209)であると述べているように、政府が経済効率を最重要視し、格差拡大を容認したことで貧困者の増大を招き、貧困問題へと展開していった。

一方で、岩田は、このように、格差社会の拡大が貧困問題を引き起こしたという格差論の延長線上での議論に関して、「格差の中に『あってはならない』状況=貧困がある」として、格差社会の中での積極的な貧困対策の必要性を述べている(岩田2007:29)。

また、2008年末から2009年にかけて厚生労働省前の日比谷公園に開設された年越し派遣村を支援した湯浅は、現代の日本社会を「一度転んだらどん底まで滑り落ちていってしまう『すべり台社会』」(湯浅2008)と称して、年越し派遣村での支援を契機に貧困問題を可視化していった。さらに、駒村は、バブル崩壊後の経済状況の変化から生まれた雇用環境の悪化が格差社会をもたらし、2001年以降の政府の財政再建に向けた政策としての社会保障改革や規制緩和などの小さい政府・構造改革路線が貧困を拡大させたとしている(駒村2009)。このように、格差社会における問題が、その拡大によって、貧困問題へと発展していき、一億総中流社会とまで言われたわが国を格差社会、そして、貧困社会へ転落させようとして

いる。

## 2 子どもの貧困における教育費問題

子どもの貧困に関する議論は、2006年にOECDが、日本の子どもの貧困率が2002年時点でOECDの平均を上回る14%に上昇したと報告したことを契機に、貧困問題における子どもの問題がクローズアップされ、2008年以降には、「子どもの貧困」というフレームワークから現実を把握し、発信する動きが活発になってきた(湯沢2011:21)。さらに、翌年には、浅井春夫・松本伊智朗・湯沢直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』、阿部彩『子どもの貧困—日本の不公平を考える』が相次いで著された。

まず、鳥山は、わが国の教育費負担の大きさが、貧困にある子どもに大きな不利益を与えると述べている(鳥山2008)。この教育費の負担については、一般の教育ローンのほかに、生活保護世帯を含めた貧困家庭は、生活福祉資金貸付制度<sup>1)</sup>による修学資金の貸し付けを受けることができる。この生活福祉資金貸付制度の修学資金に関しては無利子であるが、当然のことながら、卒業後、6か月の据え置き期間経過後から20年以内に償還しなければならず、子どもが置かれたそれまでの困窮状況からして返済は容易なことではないと想像できる。

さらに、阿部は、義務教育にける公教育の私的負担としての給食費、学級費、教材費などの滞納問題について、その背景にある貧困の増大への対応としての公費支出増額の必要性を指摘している(阿部2008)。義務教育におけるこれらの費用について、低所得世帯を対象に給付される就学援助費<sup>2)</sup>がある。このような制度があるにもかかわらず、滞納があることに関して、阿部は、「政府やマスメディアでは、『払えるのに払わないのは親の無責任』という論調が主流であり、法的措置をとっている自治体もある」(阿部2008:162)と述べている。しかしながら、ひとり親世帯や主たる生計維持者が非正規雇用という不安定な状況にある低所得世帯の中には、子どもの就学費用を生

活費に充てなければ、生活していけない世帯が存在している可能性も否定できないであろう。

### 3 教育格差をもたらす貧困の連鎖

荻谷は、2005年2、3月に教育改革に熱心に取り組んでいる中部地方の市で実施した調査結果の小学校5、6年生1,320人のデータを分析し、以下のように述べている。

まず、両親の学歴、父親の職業をもとに、子どもの生まれ育つ家庭の社会階層をそれぞれほぼ3分の1になるように、「上位グループ」「中位グループ」「下位グループ」を構成したうえで、子どもの学習活動や態度の分析を行った。その結果、1日の学校外での学習時間の平均は、上位グループ76.7分、中位グループ60.7分、下位グループ55.4分であり、通塾率も上位グループほど高かった。授業の理解についても、授業を「ほとんどわかっている」・「まあわかっている」と答えた子どもは、順に、上位グループ51.5%・26.7%、中位グループ44.4%・7.9%、下位グループ26.2%・4.7%であり、家庭環境の差が表れている。このような状況を鑑み、学習における階層化への対策として、より多くの教育費を資源投下すべきであり、その資源配分の優先順位として、家計の苦しい家庭の子どもの多い地域の学校に、優れた教員を加配するなどすることで、子どもの早い時期からの格差拡大を防がなければ、十分な学習資本を持たない若者が社会に放り出されることとなると述べている(荻谷2008:21)。

まさに、ここに貧困の連鎖が生じることになる。学力のみならず、学校時代に習得すべき生活習慣や基本的態度が身についていなければ、社会に出てからの人間関係形成や職業スキルの向上に問題が生じることとなり、社会人としてのスタート地点において、安定的な収入を得ることができないという貧困状態に陥るであろう。

小林は、「大学全入時代」議論に関して、「単に大学短大志願者数が入学者数と等しくなるということだけで、そもそも進学できない者、さらに言えば、志願したくても志願もできない者がいるこ

とを覆い隠してしまう」(小林2008:43)と述べている。また、高校生の高等教育機会の選択決定に最も影響を与えるものは、学生の学力と家計の経済力であるとしたうえで、さらに、学力は所得階層と正の相関があると指摘している。実際に、成績上位者は低所得層では14%であるのに対して、高所得層では28%と二倍の差があることから、「志願したくても志願できない者」に低所得層が存在することが想像できる。この所得階層の差は、教育観にも影響を与えており、低所得層ほど、大学に価値を置いておらず、将来の職業や収入にも大学卒業が重要と考えていない(小林2008)。しかしながら、先述したように、教育の機会は様々な形で、その後の生活に大きく影響を及ぼすことになる。

## II 生活保護自立支援プログラムにおける学習支援

### 1 全国における生活保護学習支援プログラム

生活保護制度における自立支援について、2003年7月に社会保障審議会福祉部会の下承により設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の最終報告<sup>3)</sup>に基づき、厚生労働省は、自立支援プログラムに関して、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活自立、社会的自立を目指すプログラムを幅広く用意することを基本方針として周知した(厚生労働省2005)。

生活保護自立支援プログラムは、この基本方針により取り組まれているわけであるが、その実施状況はプログラム数、参加人数ともに就労支援プログラムが最も多くなっている<sup>4)</sup>。しかしながら、近年、全国各地において、子どもの学習支援の取り組みが積極的に行われるようになってきた。

2012年度において、生活保護世帯の子どもおよびその保護者に対して、日常的な生活習慣の獲得、学習機会の提供、高校進学、高校進学者の中途退学防止などに関する支援を行う取り組みが全国94の自治体で実施されている。

埼玉県生活保護受給者チャレンジ事業は、政令市を除く埼玉県内の生活保護受給世帯の中学生全

員およびその家族を対象として、一般社団法人に委託して学習支援等を実施しているもので、教員OBなどの教育支援員が定期的に家庭訪問を行い、子どもおよびその親に対して進学に関する助言等を行っている。また、県内17か所で、週1～3回の学習支援室を開設し、学生ボランティアによるマンツーマンでの学習支援も行っている。事業実績としては、2012年度中学三年生の対象者782人のうち331人が参加し、97%にあたる321人が高校へ進学している。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援は、福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施しているもので、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度学習支援を実施している。また、市が雇用した教員免許資格者である修学促進員の定期的な家庭訪問により、保護者に事業参加の働きかけを行っている。2012年度は、生活保護受給世帯の生徒106人が参加し、中学三年生43人中41人が高校へ進学した。

山口県においても、2012年度、学習支援として全児童を対象とした就学支援プログラム1、高校進学支援プログラム3、(内勉強会開催1)、不登校解消支援プログラム1の5プログラムが実施されている。次節では、これらのプログラムのうち、宇部市が実施している宇部市就学生生活支援プログラムについて、参加児童に実施した利用者アンケート調査の結果を分析するとともに、その効果について検討する。

## 2 宇部市就学生生活支援プログラム

宇部市就学生生活支援プログラムは、2012年度、宇部市がNPO法人ライフワーク支援機構に事業委託して実施された。法人内の教室で、週1回(長期休暇中、テスト週間、入試直前は週2回)、開催し、市民ボランティアと本学部の学生ボランティア<sup>5)</sup>が講師として、学習支援および生活支援を行った。中学三年生9人と中学二年生1名が参加し、中学三年生全員が高校進学を果たした。学習会への参加率と志望校との関係では、80%以

上の参加率であった3人が全員公立高校へ合格している。基礎学力との関係が不明なため、一概には言えないが、学習会への参加が効果をあげていると思われる。

また、公立高校の合格発表前の閉講式に利用者アンケート調査を行った。アンケートに際しては、法人職員から、無記名であり個人の特定ができないこと、回答内容が学校生活等へ何ら影響のないことを書面にて説明してもらい同意を得た者に対して実施した。

学習会への参加前と参加後と比較して、「1学習意欲が高まった」「2家庭での学習習慣が身についた」「3学校の授業に集中できるようになった」「4学校の授業がわかるようになった」「5学校に行くのが楽しくなった」「6高校に進学しなくなった」「7生活が規則正しくなった」「8家族との会話が増えた」「9コミュニケーション力が高まった」「10自分の意見を言えるようになった」について、1—全く思わない、2—あまり思わない、3—そう思う、4—とてもそう思う、の4段階で回答を求め、閉校式に参加していた7人全員から回答を得た。なお、本プログラムが就学生生活支援プログラムであり、学習支援のみならず、参加時の挨拶やマナー、講師や法人職員とのコミュニケーション機会の提供などの生活支援も重視していることから、1～5＝学習面での変化、6～10＝生活面での変化として、上記10の質問項目を設定した。

アンケート結果については表1のとおりである。

「まったく思わない」という回答は、「2家庭での学習習慣が身についた」の1人のみであり、「あまりそう思わない」もすべての回答中10人となっており、84.3%が「そう思う」「とてもそう思う」と肯定的な回答となっている。

学習面の変化においては、「1学習意欲が高まった」が「そう思う」7人、「3学校の授業に集中できるようになった」が「そう思う」4人、「とてもそう思う」2人、「4学校の授業がわかるようになった」「そう思う」6人、「とてもそう思う」1

表1 2012年度学習支援プログラム利用者アンケート結果

|                      | 1 | 2  | 3  | 4  | 平均  |
|----------------------|---|----|----|----|-----|
| 1. 学習意欲が高まった         |   |    | 7  |    | 3   |
| 2. 家庭での学習習慣が身についた    | 1 | 2  | 4  |    | 2.4 |
| 3. 学校の授業に集中できるようになった |   | 1  | 4  | 2  | 3.1 |
| 4. 学校の授業がわかるようになった   |   |    | 6  | 1  | 3.1 |
| 5. 学校に行くのが楽しくなった     |   | 2  | 2  | 3  | 3.1 |
| 6. 高校に進学したくなった       |   | 1  | 3  | 3  | 3.3 |
| 7. 生活が規則正しくなった       |   | 2  | 3  | 2  | 3   |
| 8. 家族との会話が増えた        |   | 1  | 3  | 3  | 3.3 |
| 9. コミュニケーション力が高まった   |   |    | 4  | 3  | 3.4 |
| 10. 自分の意見を言えるようになった  |   | 1  | 3  | 3  | 3.3 |
|                      | 1 | 10 | 39 | 20 | 3.1 |

※ 1 まったく思わない 2 あまり思わない 3 そう思う 4 とてもそう思う

人と肯定的にとらえているのに対して、「2家庭での学習習慣が身についた」は、「まったく思わない」1人、「あまり思わない」2人と否定的な回答が多くなっている。

学習会で配布されるプリントの内容は基礎的なものであり、各科目の基礎を徹底して復習することによって、学習意欲が高まるとともに、授業の理解度が深まり、授業に集中できるようになっていると考えられる。しかしながら、家庭での学習習慣にまで及んでいないことから、家庭における学習環境との関連性が推察される。このことに関して、小塩は、子どもの学力は家庭で決まるとして、両親の学歴のほか、その家庭の文化環境を示す自宅の蔵書数、パソコン、学習机、辞書、インターネット接続等の所有物の有無を要因としてあげている（小塩 2012）。これらの所有物が、富裕家庭に必ずあるとは断言できないが、貧困家庭に備える事の難しさは容易に想像できるであろう。

生活面の変化においては、「9 コミュニケーション力が高まった」が、「そう思う」4人、「とてもそう思う」3人と全員が肯定的な回答となっている。事業を受託している法人は、不登校、引きこもり、学習障害等をかかえる若年層への支援事業に実績があり、学習支援を通した子どもの生活支援にも効果を発揮していると言える。

### Ⅲ 生活困窮者自立支援としての学習支援事業

#### 1 生活困窮者自立支援の内容

生活保護の受給人員は、平成バブル景気終焉後の1995年度の約88万人を底に上昇に転じた。その後、戦後最長の好景気と言われた2002～2008年の間も減少することなく増え続け、2011年7月には、約205万人となり、現行の生活保護法が実施された直後の1951年当時の過去最高水準を超えた。現在も受給人員は増加しており、2012年12月現在、215万人に達している。

さらに、このように増大し続ける生活保護受給者や生活保護予備軍ともいえる年間収入200万円以下の給与所得者<sup>6)</sup>が2000年度の18.4%から2011年度には23.4%と、この10年間強で5%増加していることなどから、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）の附則第2条において、生活困窮者対策および生活保護制度の見直しに総合的に取り組むことが示された。これを受けて、2012年4月から12回にわたり社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が開催され、2013年1月25日付報告書では、新たな生活困窮者支援制度の構築について、表2のとおり7つの分野の取り組みが提示され、2015年度からの各地方自治体による本格的実施に向け

て、平成 25 年度から生活困窮者自立支援促進支援モデル事業<sup>7)</sup>を実施する予算として、セーフ

ティネット支援対策等事業費補助金に約 30 億円を盛り込んでいる。

表 2 生活支援の 7 分野とその内容

| 分野         | 内容   |
|------------|--|
| 相談支援       | 生活困窮者への包括的・個別的支援の出発点となり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核  |
| 就労支援       | 求職活動や就労に必要な能力形成への支援で、相談支援の拠点とハローワークや公共職業訓練機関、福祉事務所、社会福祉法人、NPO や社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業の連携等による支援 |
| 多様な就労機会の提供 | 直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対する社会的企業などが中心となつての多様な就労機会の提供  |
| 居住確保支援     | 居住の確保は自立を支える活動の基盤でもあり、家賃補助や賃貸住宅の情報提供、住宅の提供などの支援  |
| 家計相談支援     | 生活再建のための貸し付けなどを行うと同時に、生活困窮者の生活力を高めるための家計管理支援   |
| 健康支援       | 生活の基盤となる健康の保持・増進、疾病の予防および早期発見等についての支援  |
| 子ども・若者の支援  | 生活困窮家庭の子どもや若者の未来を開くための学習・進学支援  |

出典) 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」平成 25 年 1 月 25 日付報告書 p.7 を参考に筆者作成。

## 2 学習支援事業

2013 年 12 月、生活保護法の改正とともに、生活困窮者自立支援法が成立した。この生活困窮者自立支援法には、必須事業である自立相談支援事業のほか、任意事業として、就労支援事業や家計相談支援事業等とともに、学習支援事業の実施が規定されている。つまり、生活困窮者自立支援法が実施される 2015 年 4 月からは、現在、生活保護法に基づく事業として実施されている生活保護受給世帯の子どもへの学習支援も新法の対象となる予定である。生活保護法における学習支援事業については、上述したように、自立支援プログラムにおける個別支援プログラムのひとつとして実施されているために、ある問題が生じている。本事業が生活保護法に基づく事業であるがために、

当然のことながら、事業対象者は生活保護受給世帯の児童・生徒である。このため、本事業による学習会へ、仲の良い友達と行きたいと思ってもその友達が生活保護を受給していない限り、その希望はかなわないこととなる。そして、その事実が地域住民の知るところとなり、このような事業は生活保護受給者を特別扱いしているという批判を招くことになっている。今回、生活困窮者自立支援法に基づく事業へと移行することによって、このような問題も解消されることとなる。

2015 年 4 月からの新法への事業移行においては、事業対象者の範囲が拡大することとなるため、現在、実施されている生活保護自立支援プログラムを事業受託している NPO 法人等が継続して運営できるような体制整備を進める必要がある。

## IV 貧困の連鎖を断ち切るために

### 1 新しい公共による学習支援

これまで述べてきたように、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、生活保護受給世帯への支援として実施されていたわけであるが、2010年6月4日の「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言の合意を受け、2011年度から、各都道府県において新しい公共支援事業<sup>8)</sup>が取りくまれた。「新しい公共」宣言の内容は、宣言にも述べられているように、古くから日本の地域や民間にあったものであり、失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編し、人や地域の絆を作り直すことである。

この取り組みの一つに、社会的な居場所づくりがあり、子どもを対象として、日常生活習慣を身につけるための支援、進学に関する支援、引きこもりや不登校に関する支援等により子どもが健全に育成される環境を整備するとされている。

具体的には、児童館の一角に居場所をつくり、公募や推薦で選ばれた委員が運営する行政との協働型や商店街の空き店舗や事務所を活用して学習会を市民団体やNPO法人が運営する市民セクター型などがある。また、近くに塾が少ない地方自治体が学校以外の学びの場が多い都市部との教育格差を埋めるために、公費で無料の学習塾を開く自治体直営型の取り組みも始まっている(朝日新聞2013a)。このような取り組みは、現在の経済的な格差に伴う教育機会の不平等を是正することであるとともに、将来の経済的格差の是正につながる貧困の連鎖を断ち切る取り組みと考える。

### 2 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」への期待

貧困の連鎖については、生活保護受給世帯の世帯主の多くが、過去において生活保護を受給していたというデータ<sup>9)</sup>から、生活保護受給者の再生産という形で指摘された。しかしながら、生活に困窮する世帯は、生活保護世帯だけでなく、生活保護予備軍と呼ばれる年収200万円以下の世帯が増加する中、対象者がますます拡大している。

このような状況において、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立したことは、生活困窮者自立支援法と相まって、貧困の連鎖を断ち切るための重要な役割を果たすといえる。そして、その役割を果たすためには、学校教育において、教員の加配等によるすべての子どもたちの基礎学力の習得やより高い教育を望む子どもに対しての返済義務のない奨学金などの予算措置を伴う政策が策定され、かつ、政策の実施過程においては、具体的な数値目標が設定されなければ、単なる理念に終わってしまう可能性が高いと考える。

また、これまで、貧困対策は生活保護世帯に対するものというように線引きされていたものが、生活困窮者自立支援法の成立により取り除かれることとなる。今後は、すべての児童・生徒を対象として、福祉行政機関が教育委員会や地域コミュニティと連携して、学習支援や生活習慣の習得のための支援体制を構築することが求められる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律における教育の機会均等の実現が、生活に困窮する世帯の子どもの将来の経済的安定を可能とし、親世代から子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることに繋がると考える。

### おわりに

2013年11月26日、東京地裁において、60年前に別の新生児と取り違えられ、貧困を強いられたなどとして、病院運営法人に損害賠償を求めた訴訟の判決があった。判決では、「家庭環境だけで必然的に学歴が決まるわけではない」としながらも、「本来の家庭は裕福だったのに、高等教育を受ける機会を失わせて精神的な苦痛を与えた」と認定し、3,800万円の支払いを命じた。男性が育つはずだった家庭は両親が教育熱心で、経済的にゆとりがあり、取り違えられたもう一方の男性と弟三人全員が私立高校から大学に進学した。男性の家庭は早くに父親が他界し、母と兄二人の家族で生活保護を受給し、働きながら定時制高校を卒業した(朝日新聞2013b)。男性は、「母親はできることを精いっぱいしてくれた。兄二人にもか

わいがってもらった。」という感謝の思いとともに、「自分もそこで育てば、大学まで出してもらえたんだろう」と述べている（朝日新聞 2013c）。

判決理由のように、家庭環境だけで学歴が決まるわけではないが、貧困であるがために、初めから、大学進学を志願するという選択肢を与えられなかったということも事実である。

たとえ貧困家庭に生まれ育ったとしても、すべての子どもに、教育の機会が平等に与えられ、自分自身がチャレンジしたい道を選択可能にすることで、貧困の連鎖を断ち切らなければならないと考える。そのためにも、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の理念に則った具体的な施策の実施が求められている。

## 注

- 1) 都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得者、高齢者世帯、障害者世帯等に、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金等を貸し付けるとともに、民生委員による援助指導により、経済的自立および生活意欲の助長促進、社会参加の促進等を図る制度。民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して申請される。
- 2) 公立の小・中学校に就学中で、給食費の支払い、学用品の購入、修学旅行費の捻出等が困難な児童・生徒の保護者に対して、上記費用の一部を支給する制度で、準要保護ともいわれる。対象は生活保護世帯およびそれに準ずる世帯で、収入を証明する書類を添えての申請が必要である。
- 3) 2004年12月15日に、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会が、生活保護制度の見直しの方向性、生活保護基準のあり方、生活保護の制度・運用の在り方と自立支援、制度の実施体制等の内容について取りまとめたもの。
- 4) 厚生労働省発表の2011年度の全国の自立支援プログラムの策定件数は、就労自立支援プログラム 2,174件、日常生活自立プログラム 2,048

件、経済的自立支援プログラム 1,614件、社会生活自立プログラム 303件の順となっている（厚生労働省社会・援護局保護課 2012）。

- 5) 2012年度5名が参加し、2013年度も4名の学生がボランティアとして参加している。
- 6) 大山は、年間の生活保護費総額を生活保護受給者で除した額を約180万円と計算している（大山 2008:4）。ワーキングプアと呼ばれる正社員並みフルタイムで働いても、生活保護水準以下しか得られない就業者に限りなく近い層と言える。
- 7) 2015年度から施行が予定されている生活困窮者自立支援法に基づく支援事業の本格実施に先駆けて、10割国庫負担事業として、全国の福祉事務所での取り組みが推進されている。
- 8) 「新しい公共」宣言を受けて、2011年度、新しい公共支援事業として、NPO等の活動基盤整備事業、新しい公共の場づくりのためのモデル事業などが全国の自治体において実施された。
- 9) 貧困の連鎖に関しては、道中隆が「保護受給層の貧困の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖—」（道中 2007）において、K市における生活保護世帯実態調査から、貧困の世代間連鎖を理論的に実証している。

## 文献

- 阿部彩 2008 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書
- 朝日新聞 2013a 「村が、町が、学習塾」2013年9月21日（朝刊）
- 朝日新聞 2013b 「60年前新生児取り違え」2013年11月27日（朝刊）
- 朝日新聞 2013c 「生まれた日に時間戻して」2013年11月28日（朝刊）
- 「新しい公共」円卓会議 2010 『「新しい公共」宣言』第8回「新しい公共」円卓会議資料
- 岩田正美 2007 『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書
- 荻谷剛彦 2008 『学力と階層 教育の綻びをどう



- 修正するか』朝日新聞出版
- 小林雅之 2008『進学格差—深刻化する教育費負担』ちくま新書
- 駒村康平 2009『大貧困社会』角川 SSC 新書
- 厚生労働省 2005『平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について』(社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局通知)
- 厚生労働省社会・援護局保護課 2012『生活保護関係全国係長会議資料』
- 道中隆 2007「保護受給層の貧困の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖—」『生活経済政策』2007 年 8 月号、14 - 20
- 大山典弘 2008『生活保護 VS ワーキングプア』PHP 新書
- 小塩隆士 2012『効率と公平を問う』日本評論社
- 社会保障審議会 2013「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」平成 25 年 1 月 25 日付報告書
- 橘木俊詔 2006『格差社会何が問題なのか』岩波新書
- 鳥山まどか 2008「家族の教育費負担と子どもの貧困」浅井春夫・松本伊智朗・湯沢直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』、194-214、明石書店
- 湯浅誠 2008『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書
- 湯沢直美 2011「日本における子どもの貧困と市民活動」『貧困研究』vol.6、21 - 28、明石書店

## Initiative for educational support to stop the chain of poverty

Mitsunori UCHIDA

Issue of wealth disparity has been more prominent after prolonged bad economy after the burst of the bubble economy. The government have emphasized on the economic efficiency and accepted the expansion of wealth disparity so it has developed to a problem. Furthermore, since OECD reported that poverty rate of Japanese children in 2002 was 14%, which is above the average of OECD, the poverty problem for children has been focused. Since poverty for children could cause educational difference, which could lead to poverty in the future, we focused on the effect of educational support project in livelihood protection self-reliance support program on high school advancement and lifestyle improvement for this thesis. It is consider that “Act on promoting countermeasure for poverty for children” issued in 2013 and “Act on self-reliance support for poor and needy people” that will be enforced in 2015 will promote specific educational support project along with budgeting and materializes the equality in the opportunity for education, which will lead to the correction of economic difference in the future and stop the chain of poverty.

Keywords: chain of poverty, poverty in children, education difference, educational support